

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第16号

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成8年静岡県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(返還債務の免除)		(返還債務の免除)	
第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。		第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。	
貸付金の種類	免除の条件	貸付金の種類	免除の条件
(略)		(略)	
静岡県看護職員特別修学資金	(1) 保健師、助産師又は看護師を養成する学校を卒業した後、規則で定める施設又は県内の地域保健法（昭和22年法律第101号） <u>第21条第2項第1号</u> に規定する特定町村において、引き続き5年間看護業務に従事したとき。 (2)・(3) (略)	静岡県看護職員特別修学資金	(1) 保健師、助産師又は看護師を養成する学校を卒業した後、規則で定める施設又は県内の地域保健法（昭和22年法律第101号） <u>第24条第2項第1号</u> に規定する特定町村において、引き続き5年間看護業務に従事したとき。 (2)・(3) (略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。